

三山小学校 P T A 会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は、船橋市立三山小学校 P T A と称する。
- 第 2 条 本会の事務所は、船橋市立三山小学校内におく。(船橋市三山 2 - 4 2 - 1)
- 第 3 条 本会の目的は、次の通りである。
- 1 家庭、学校、及び社会における児童の福祉を増進する。
 - 2 学校の教育的環境の整備充実に協力する。
 - 3 児童の就学、出席の奨励ならびに校外生活の指導に協力する。
 - 4 会員の親睦と教養の向上をはかる。
 - 5 その他教育発展のための諸活動をする。

第 2 章 方 針

- 第 4 条 本会は、教育を本旨とする民主的団体として、次の方針により活動する。
- 1 特定の政党宗派にかたよることなく、また営利的行動はしない。
 - 2 本会は、児童の福祉のために活動する他の社会的団体及び機関と協力する。
 - 3 本会は、適正な公費教育予算の充実を期するため努力する。

第 3 章 会 員

- 第 5 条
- 1 本会の会員は、本校に在籍する児童の父母、又はこれに代わる保護者及び本校職員をもって構成する。
 - 2 会員は、すべての会議を傍聴することができる。

第 4 章 会 費

- 第 6 条 本会の経費は、会費、事業収入及び寄付金をもって支弁する。
- 第 7 条 会費は、会員 1 世帯につき年額 2,400 円とする。
- 1 転入の際は月割計算で徴収する。
 - 2 転出の際は返金対応しない。
- 第 8 条 本会の経理は、総会で求められた予算に基づいて、会長承認のもとにおこなう。
- 第 9 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わるものとする。

第5章 個人情報保護の取扱い

第10条 本会在PTA活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

第6章 役員

第11条 本会に次の役員をおく。

- 1 会長1名、副会長3～4名（内1名教頭）、会計2名、書記2名、会計監査3名（内1名教務）ただし、役員は1世帯1名とする。
- 2 役員会は、会長・副会長・会計・書記をもって構成し、次のことを行う。
 - ① 総会に提出する議案の審議
 - ② 運営委員会に提出する議案の企画会議
 - ③ 予算案の編成及び審議
 - ④ 決算報告書の作成
 - ⑤ 各会の連絡調整
 - ⑥ 各専門委員会の統括と把握
 - ⑦ 緊急事態の処理

第12条 役員を選出は、役員選出細則により行う。

第13条 役員及び会計監査の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

（任期期間は会計年度と同じ毎年4月1日から翌年3月31日とする。）

なお、欠員による補欠選出の場合は、運営委員会で決定する。その場合の任期は前任者の残任期とする。

また本部役員は学校行事補助活動及びPTA本部校内外全活動の2/3の参加を行う。2/3以下になった場合は本部役員として活動を行ったとはみなされない。但し、本部役員全員が認めた場合はこの限りではない。

第14条 役員の仕事は次の通りとする。

- 1 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときはこれを代行する。
- 3 会計は、本会計の事務を処理する。
- 4 書記は、役員会及び運営委員会の議事を正確に記録し会の事務を処理する。
- 5 会計監査は、予算の執行を監査しこれを総会に報告する。

第15条 学校長は学校経営の責任者として本会に参画する。

第16条 本会に顧問を置くことができる。

顧問は、会長の推薦により、運営委員会の承認を得るものとする。

第7章 機関及び委員

- 第17条 本会の機関は、総会、役員会、運営委員会並びに美化、広報、環境、バザー実行、ベルマークの各専門委員会とする。
- 第18条 総会は、毎年5月末日までに開く。但し、会長が認めたとき、又は会員の1/3以上の要求があった場合には、臨時にこれを開くことができる。(臨時総会)
- 第19条 総会は、全会員の過半数(委任状を含む)を以て成立し、本会の最高決議機関である。
- 第20条 総会に付議する事項は、次の通りとする。
- 1 本会事業の大綱
 - 2 会則の変更改正
 - 3 予算の審議、決算の承認
 - 4 選考委員会の報告並びに役員の紹介
 - 5 その他本会の目的達成に必要な重要な事項
- 第21条 総会及び運営委員会は、会長がこれを招集し、その他の委員会は、委員長が招集し運営にあたる。
- 第22条 すべての機関の議事は、出席者全員の過半数の賛成によって決定する。
- 第23条 運営委員会は、役員、専門委員並びに校長、教頭、教務を以て構成する。
- 第24条 運営委員会は、次の任務を行う。
- 1 総会に提出する事項の立案並びに総会の運営
 - 2 会則の制定及び変更立案
 - 3 総会決定事項の執行
 - 4 予算の編成及び決算報告書の作成
 - 5 各委員会提出の企画立案を調整し、本会事業の大綱の企画を立てる
 - 6 その他必要な会務の執行
- 第25条
- 1 第17条に定める専門委員会は、必要人数を各学年より選出して構成する。
 - 2 各委員会は、最低限、委員長1名、副委員長1名、会計1名、書記1名を選出する。任期は、前年度と今年度の引き継ぎ完了日までとする。
 - 3 専門委員会は、次の各号に掲げる任務にあたる。
 - ① 広報委員会は、PTA広報活動に必要な事項の企画運営にあたる。
 - ② 美化委員会は校舎内や校舎外の環境美化に関する企画運営にあたる。
 - ③ 環境委員会は、地域と連携し児童の安全のための環境づくりに関する企画運営にあたる。
 - ④ バザー実行委員会は、PTAバザーに関する事項の企画運営にあたる。
 - ⑤ ベルマーク委員会は、ベルマークに関する企画運営にあたる。
 - 4 6年生委員決定後、子ども1人につき1度も役員及び委員をうけていない会員は、1年間本部と一緒に活動を行う。

第8章 附 則

第26条 本会則運営施行に関する細則は別に定め、その改廃は、運営委員会の議決を要し、総会に報告しなければならない。

第27条 本会則は、昭和35年4月1日から実施する。

昭和52年11月26日	一部改正
昭和55年 1月26日	一部改正
昭和57年 5月22日	一部改正
平成元年 5月27日	一部改正
平成 2年12月15日	一部改正
平成 7年 5月 6日	一部改正
平成12年 3月 9日	一部改正
平成19年 5月11日	一部改正
平成20年 3月 5日	一部改正
平成23年 2月 7日	一部改正
平成26年 5月15日	一部改正
平成27年 5月18日	一部改正
平成28年 5月11日	一部改正
平成30年 5月 8日	一部改正
令和元年 5月 9日	一部改正
令和 5年 4月24日	一部改正

第28条 (設立年月日) 本会の設立年月日は昭和35年4月1日とする。

役員選出細則

- 第1条 本細則は、会則第25条により、第11条に基づき役員の選出について必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 本細則は、役員の選出が公正に行われるために、選考委員会を設ける。
- 第3条 選考委員会の構成、会の招集、その他の事項については次の各号による。
- 1 委員会は、必要人数を各学年より選出して構成する。
 - 2 本委員会に、最低限、委員長1名、副委員長1名、書記1名並びに会計1名をおく。
 - 3 委員長の選出は、委員の互選により、副委員長、書記並びに会計の選出は委員長の指名もしくは委員の推薦による。
- 第4条 役員の選考方法は、選考委員が定め、運営委員会の承認を得て全会員に通知する。
- 第5条 役員の選出は、原則として2月末日までとし、会員の1/3の承認を得て、その年度の終わりまでに決定する。
- 第6条 選考委員会は、総会に選考経過を報告し、新役員を紹介する。
- 第7条 本部役員（会長、副会長、書記、会計）また会計監査、周年記念委員は子どもの人数年齢に関わりなくその後の兄弟姉妹で担当するべき任務は免除される。

慶弔細則

- 第1条 本細則は、三山小学校PTAに属する会員の弔意の実施を規定する。
- 第2条 本細則の経費は、本会の会費より充当し、総会の承認を得た予算額を以てこれにあてる。
- 第3条
- 1 本校在学児童、PTA会員及びボランティアの方が死亡した場合は見舞金として一人につき10,000円とする。
本校登録のスクールガードは見舞金として一人につき5,000円、ボランティアとスクールガードを兼任している場合は一人につき10,000円とする。
 - 2 会員となっている学校職員の配偶者や子が死亡した場合は見舞金として一人につき5,000円とする。
- 第4条 上記以外であっても、会長が必要と認めた場合には、役員協議の上、贈ることができる。

附 則

細則は、平成3年4月1日より実施する。

平成 7年	5月 6日	一部改正
平成 8年	5月 9日	一部改正
平成20年	3月 5日	一部改正
平成27年	5月18日	一部改正
平成28年	5月11日	一部改正
令和元年	5月 9日	一部改正

P T A 総合保険の概要

1 保険の対象

本校の父母会員もしくはそれに代わる保護者全員、教職員及び本校の児童

2 補償範囲

別紙を参照下さい。

※補償の対象となる事故が起こった場合、速やかに学校までご連絡下さい。